

4 健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表

(1) 生活福祉資金

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
総合支援資金	失業者等，日常生活全般に困難を抱えており，生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし，貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 15 万円以内 (2 人以上の世帯) 月額 20 万円以内 ※最長 12 か月	最終貸付日から 3 か月以内	据置期間 経過後 10 年以内	連帯保証人 あり 無利息
住宅入居費	敷金，礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は，生活支援費の最終貸付日)から 3 か月以内		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内			
福祉資金	低所得世帯，障害者世帯又は高齢者世帯に対し，日常生活を送る上で，又は自立生活に資するために，一時的に必要であると見込まれる費用として貸し付ける資金				
福祉費	生業を営むために必要な経費	(460 万円)	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から 6 か月以内	(20 年)	連帯保証人 あり 無利息
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔技能を習得する期間が 6 か月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円〕		(8 年)	
	住宅の増改築，補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)		(7 年)	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)		(8 年)	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)		(8 年)	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)		(10 年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	〔療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・1 年を超え 1 年 6 か月以内であって，世帯の自立に必要なときは 230 万円〕	(5 年)	連帯保証人 なし 年 1.5% (据置期間経過後)		

資金の種類	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
福祉費	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等を受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円 	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	(5年)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日から2か月以内	最長12か月以内	無利子
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額3.5万円以内	卒業後 6か月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子
		(高等専門学校) 月額6万円以内			
		(短期大学) 月額6万円以内			
		(大学) 月額6.5万円以内			
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約の終了後 3か月以内	据置期間 終了時	毎年4月1日時点の長期プライムレート(上限3%)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地建物評価額の7割を標準 (集合住宅は5割) 月額は貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)			

(2) 緊急生活安定資金

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金 療養資金	低所得世帯	50,000円 〔特に必要と認められる 場合 150,000円〕	なし	6月以内 〔特に必要と認められる 場合 9月以内〕

(3) 臨時特例つなぎ資金

貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期間
住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者	100,000円	なし	申請中の給付等を受けたときから1月以内（これによりがたいときは月賦償還）